

# 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を 改正する法律案【中小企業等経営強化法】の概要

平成 28 年 2 月  
経 済 産 業 省

## 1. 法律案の趣旨

労働力人口の減少や企業間の国際的な競争の活発化等の下での中小企業・小規模事業者・中堅企業（以下「中小企業・小規模事業者等」という。）の経営の強化を図るため、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成 11 年 3 月 31 日法律第 18 号）」を改正し、事業分野ごとに新たに経営力向上のための取組等について示した指針を主務大臣において策定するとともに、当該取組を支援するための措置を講ずる。

## 2. 法律案の主な概要

### （1）事業分野の特性に応じた支援

#### ○事業分野別指針の策定

- 一 国は、基本方針に基づき、事業分野ごとに経営力向上のための取組等について示した「事業分野別指針」を策定する。
- 一 事業分野別指針を通じて、「事業分野別経営力向上推進機関」と連携して、中小企業・小規模事業者等の経営力向上に係る優良事例を分かりやすく提供する。

### （2）中小企業等による経営力向上に係る取組の支援

#### ○経営力向上計画の認定及び支援措置

- 一 中小企業・小規模事業者等は、業種の特例を踏まえつつ、顧客データの分析を通じた商品・サービスの見直し、IT を活用した財務管理の高度化、人材育成、設備投資等により経営力を向上して実施する事業計画（「経営力向上計画」）について、国の認定を得ることができる。
- 一 中小企業・小規模事業者等は認定を受けることにより、固定資産税の軽減（3 年間半額）や金融支援等の措置を受けることができる。

#### ○経営革新等支援機関の業務拡大

- 一 商工会議所、商工会、金融機関、士業等は、経営革新等支援機関として、経営力向上計画の作成・実施を支援。

## 3. 施行期日

公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日